

結婚

に関連するおもな手続

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続をご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！			
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方)	世帯合併、または世帯変更				
	姓が変わる方で、マイナンバーカード または 住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ※暗証番号の入力が必要です		市民課 市役所 1階 7～10 番窓口	
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります				
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	受付窓口でご相談ください		市民課 市役所 2～3 番窓口	
保険 年金	姓など保険証の記載に変更がある方で、 国民健康保険に加入している方	保険証の変更	変更前の国民健康保険証		市民課 市役所 1階 7～10 番窓口	
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の 健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・勤務先の健康保険証、または 資格取得証明書 ・国民健康保険証		市民課 市役所 1階 7～10 番窓口	
	最近退職した方で →配偶者の勤務先の健康保険の扶養に 入る方	米沢市役所での手続はありません				
	→国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 国民年金の加入 (20歳から60歳未満)	勤務先の健康保険の資格喪失証明書		市民課 市役所 1階 7～10 番窓口	
	姓など保険証の記載に変更がある方で、 75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	保険証の変更(後日郵送)	変更前の後期高齢者医療保険証		保険年金課 市役所 1階 12 番窓口	
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方 (国民健康保険・後期高齢者医療に加入の方)	各種認定証の変更(後日郵送) ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	変更前の各種認定証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証		保険年金課 市役所 1階 12 番窓口	
	年金を受給している方	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は氏名変更の届出は原則不要ですが、未登録の方等は届出が必要です ※共済年金の方は共済組合へ、農業者年金の方は農協または農業委員会へお問い合わせください			日本年金機構 米沢年金事務所 0238-22-4220	
こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・請求者と配偶者のマイナンバーの 確認できる書類 ・請求者の預金通帳 ※公金受取口座(マイナポータル)を 希望する場合は省略可 ・請求者の健康保険証 ※その他書類が必要な場合があります			
	子育て支援医療証をお持ちの方(0歳～高校生等) ※18歳になった年の年度末まで	子育て支援医療証の変更	受付窓口でご相談ください		子育て支援課 市役所 1階 14 番窓口	
	保育所等に入所しているお子さんがいる方	教育・保育給付認定変更申請書兼 届出事項変更届	・婚姻相手の保育を必要とする理由 のわかる書類(就労証明書等) ・婚姻相手のマイナンバーがわかる もの ・婚姻相手及び申請者の本人確認 書類		※必要なものがそろって いなくても窓口へお立 ち寄りください。	
	ひとり親家庭等に該当していた方	児童扶養手当の資格喪失 ひとり親家庭等医療証の資格喪失届 および子育て支援医療証の申請	・児童扶養手当証書 (手当の支給がある方のみ)			
		就学援助の再申請 ※世帯構成が変わると再申請が必要です	受付窓口でご相談ください		通っている学校	
	放課後児童クラブ利用の方	児童クラブ入会(変更届)	婚姻相手の保育を必要とする理由 のわかる書類(就労証明書等)		各児童クラブ	
高 齢	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更 (後日郵送)	介護保険証		高齢福祉課 市役所 1階 16 番窓口	

障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など	社会福祉課 市役所 1階 15番窓口
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険証 ※認印が必要な場合があります	
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	自立支援医療受給者証の氏名の変更	・自立支援医療受給者証 ・健康保険証	
	各種手当（特別障害者手当、障害児福祉手当）を受給している方	・氏名変更届、口座変更届（氏名に変更があった場合） ・所得状況届変更届・承諾書	受給者の預金通帳	
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	受付窓口でご相談ください	
	重度心身障がい児養育手当を受給している方	氏名変更届、口座変更届（氏名に変更があった場合）	受給者の預金通帳	
	心身障がい者扶養共済加入者	氏名変更届（氏名に変更があった場合）	加入証書	
税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用者変更の異動届 ※メールでの手続も可 （詳しくはホームページをご覧ください）		上下水道部庁舎 1階 水道センター・料金窓口 0238-22-4511
	税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印 ・振替希望税目等の納税通知書や納付書	納税課 市役所 2階 1番窓口 または金融機関窓口
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続	入居者が増減する場合、必ず届出が必要 です 受付窓口でご相談ください	市営住宅指定管理公益サービス共同企業体 0238-40-8700
		市営住宅の同居手続		



992-8501
米沢市金池五丁目 2番 25号 米沢市役所
☎0238-22-5111
開庁（受付）時間 8:30 ~ 17:00
（土日・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

米沢市ホームページ <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/>

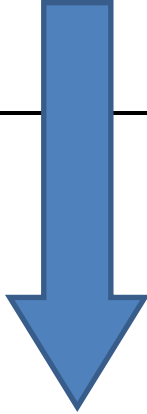
手続チェックシート 結婚

ご結婚おめでとうございます

婚姻届

《届出に必要なもの》

- ・全国共通の届出用紙
- ・ご結婚されるお二人の署名
- ・証人（成年二人）の署名



関連する手続は内側にあります
閉庁時間に届出する場合は、届書は守衛室でお預かりします。審査は翌開庁日に職員が行いますので、受理・不受理の判断は届出時点ではわかりません。確実に受理されるために、なるべく事前審査を済ませてから届出するようにしてください。
※事前審査：開庁時間に市民課戸籍窓口（1階 2～3番窓口）

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をいたします。本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの

運転免許証 マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

**確認に
2点**が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・介護保険証

- ・年金手帳[※]
- ・社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続するときは

1. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係等により確認させていただきます。
2. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。